

第4回検討委員会終了時点（平成28年2月26日）における決定内容

●第1次調査対象地の決定<<466箇所>>

資料 1-1 第1次選定の決定について

資料 1-2 立地回避区域図

資料 1-3 第1次調査対象地域図

●調査対象エリアの設定<<32エリア>>

資料 2-1 評価エリアの設定について

資料 2-2 候補地選定の手順

資料 2-3 評価対象エリア図

資料 2-4 調査対象エリア図

●選定方針及び条件等の検討

資料 3-1 候補地評価方法の検討について

資料 3-2 候補地評価項目及び判断基準について

協議 4

第 1 次選定（第 1 次調査対象地）の決定について

前回（第 3 回）までの協議結果をふまえて、市全域から立地回避区域を除外し、抽出された『調査対象地』を、第 1 次選定として決定する。

1. 立地回避区域

(1) 第 2 回検討委員会（決定）立地回避要件

- ① 森林地域のうち保安林区域
- ② 自然公園地域（普通地域・特別地域・特別保護地区）
- ③ 自然環境保全地域（普通地区・特別地区・原生自然環境保全地域）
- ④ 鳥獣保護区のうち特別保護地区
- ⑤ 埋蔵文化財包蔵地【※次回調査対象地から除外】
- ⑥ 土砂災害危険箇所（土石流・急傾斜地・地すべり）
- ⑦ 景観計画区域（景観地区・眺望領域を除く景観重点地区）
- ⑧ 河川・湖沼
- ⑨ 開発許可区域
- ⑩ 主要幹線道路（国県道・都市計画道路）・鉄道
- ⑪ 公園・緑地・風致地区

(2) 第 3 回検討委員会（追加決定分）立地回避要件

- ⑫ 平均傾斜 15 度超
- ⑬ 建築物を含む評価メッシュ
- ⑭ 不整形団地

【 資料 1 - 2 「全体図 立地回避区域図」参照 】

2. 第 1 次選定（第 1 次調査対象地）の決定

上記の要件（⑤を除く）に該当する箇所を除外した、466 箇所、約 150.5 ㎢（15,050ha）を『第 1 次調査対象地』とする。※⑤埋蔵文化財包蔵地については、次回『調査対象地』から除外する。

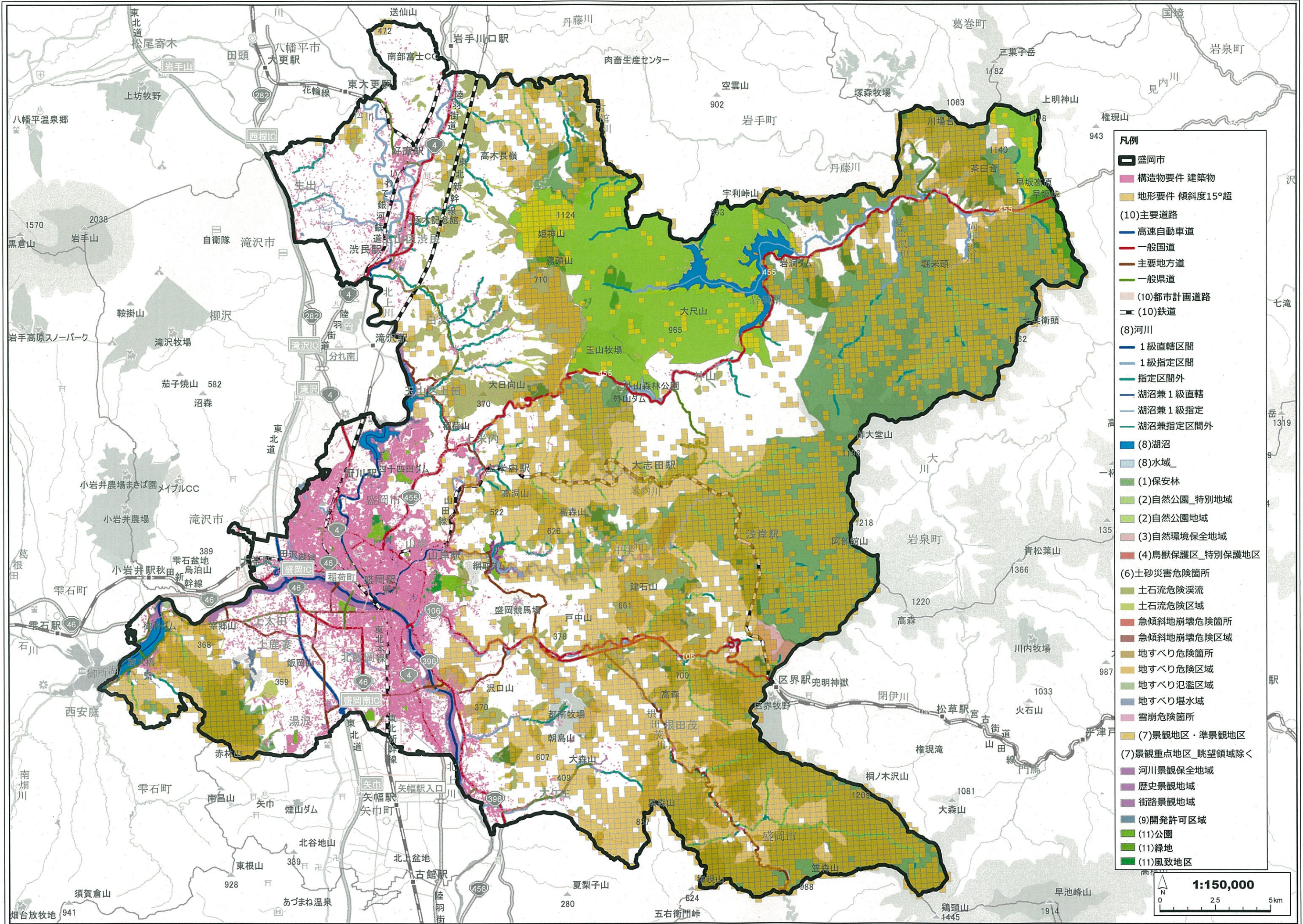
【 資料 1 - 3 「第 1 次選定 第 1 次調査対象地域図」参照 】

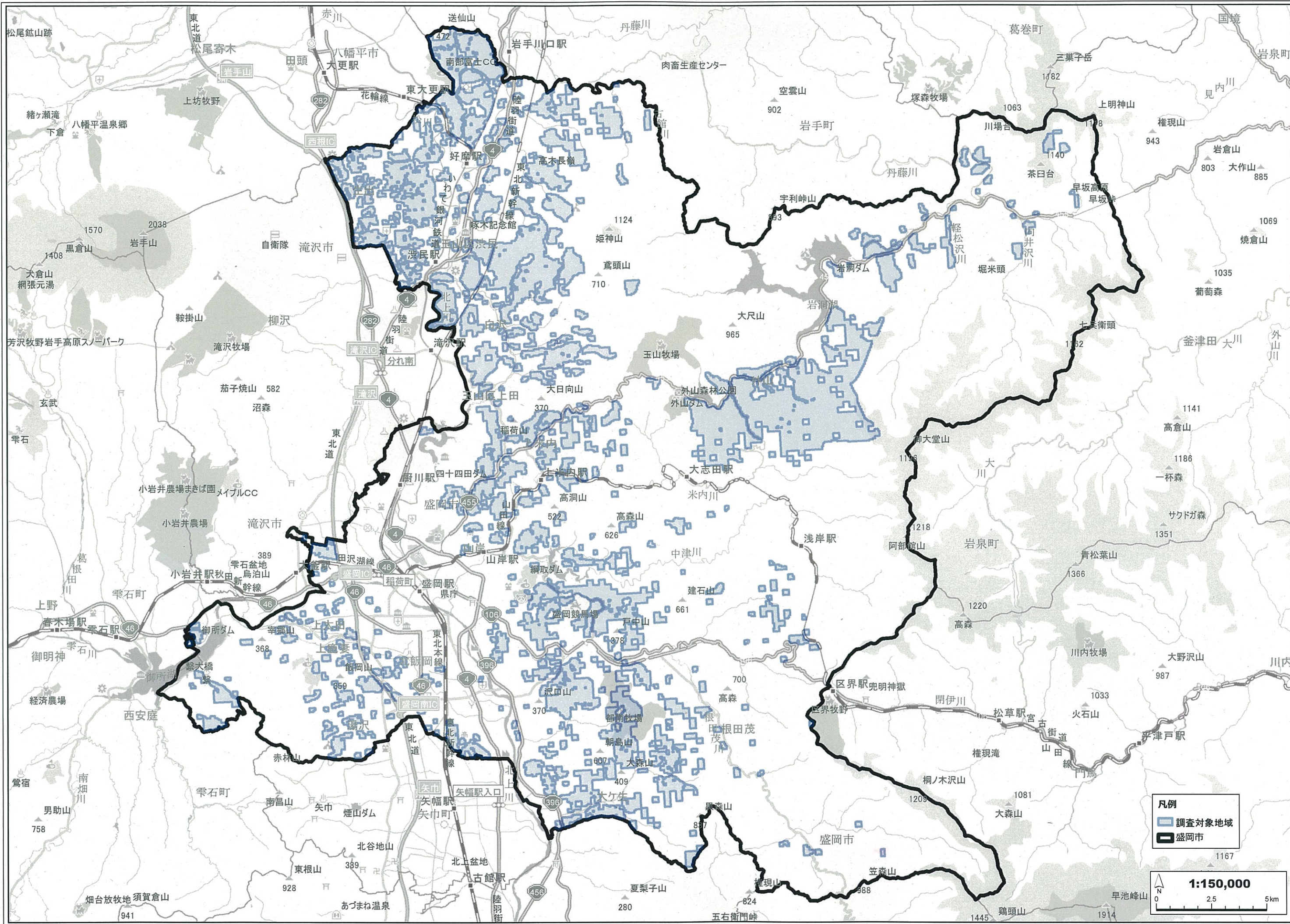
(注)『第1次調査対象地』466箇所から、『整備候補地』10～12箇所を選定するまでは、『調査対象地』の絞込み作業を重ねることとし、協議2(資料2-1)の2及び3の条件に基づき『調査対象地』等の絞込みを行い、『第2次調査対象地』を抽出する。

また、段階的な絞込みを行うため、平成28年度の検討委員会を6回から7回に増やし、『調査対象地』の絞込みを行う予定である。

今後、『調査対象地』の数は、絞込み作業の経過に伴い、段階的に少なくなるものである。

※ 検討委員会の開催については、協議4で説明





協議 2

『評価対象エリア』の設定及び『調査対象地』の絞り込みについて

抽出された『第1次調査対象地』が466箇所、約150.5 km² (15,050ha)、市域の約17%と依然として多く、また各団地（メッシュのまとまり）の面積規模の差も大きいことから、比較検討を容易にするため、小規模な団地をまとめ、あるいは大規模な団地を分割して、域内の条件に差異が生じないように、『評価対象エリア』を設定する。（下記1）

466箇所の『調査対象地』を個別に評価を行うことは、作業量が膨大となり、評価した結果、近接し類似する『調査対象地』のみが抽出されるおそれがあることから、『評価対象エリア』を設定し、そのエリアに一定の条件付けで評価を行い、絞り込み作業を簡便化したい。（下記2）

また、『調査対象地』についても新たな除外要件を設定することにより、整備地として不利な『調査対象地』の絞り込みを行いたい。（下記3）

【 資料 2 - 2 「候補地選定の手順（イメージ）」参照 】

1. 評価対象エリアの設定

既存のコミュニティ区分を基本とし、面積の大きいコミュニティ地区については、町丁字及び、土地利用の現況を踏まえて、エリアを区分し、『調査対象地』が含まれないエリアを除いた下記の41地域を『評価対象エリア』とする。

- エリア区分 41 (30) 地域 (盛岡 20 (23) 地域, 都南 8 (3) 地域, 玉山 13 (4) 地域)

地区名		数	区 分
盛岡	河北	7	桜城, 仁王(1), 土田 , 緑が丘(1), 松園(1), 山岸(2), 上米内(2)
	河南	7	城南, 加賀野(2), 中野(1), 桂陵, 夫慈寺, 築川(4)
	盛南	4	仙北, 本宮, 太田(3), 繫(1)
	厨川	2	西厨川 , 土淵(1), 東厨川, 青山, みたけ ; 北厨川(1)
都南		8	見前(2), 飯岡(2), 乙部(4)
玉山		13	好摩(3), 巻堀姫神(3), 渋民(3), 玉山藪川(4)

【 資料 2 - 3 「評価対象エリア図」参照 】

2. 調査対象エリアの抽出

『評価対象エリア』の中から施設の整備に適した『調査対象エリア』を段階的に抽出するにあたり、市東側の山間部は、運搬距離・道路傾斜・冬期間の搬入等の「アクセスの容易性」を考慮した場合、他のエリアと比較して明らかに不利になることが想定され、かつ地形条件による建設

コストを踏まえて、『評価対象エリア』から事前に除外したい。

- 除外するエリアは下記のとおりとする。

地区名		評価対象 エリア数	コミュニティ名	数	除外エリア	調査対象 エリア数
盛岡	河北	7	仁 王	1		5
			緑が丘	1		
			松 園	1		
			山 岸	2→1	②	
			上米内	2→1	②	
	河南	7	加賀野	2→1	②	3
			中 野	1		
			築 川	4→1	②・③・④	
	盛南	4	太 田	3		4
			繁	1		
厨川	2	土 淵	1		2	
		北厨川	1			
都南	8	見 前 (仙北・飯岡の 一部を含む)	2		7	
		飯 岡 (本宮・太田・見前 の一部を含む)	2			
		乙 部	4→3	④		
玉山	13	好 摩	3		11	
		巻堀姫神	3→2	③		
		渋 民	3			
		玉山藪川	4→3	④		
		41				32

- 上記の要件により抽出された地区32箇所を『調査対象エリア』とする。

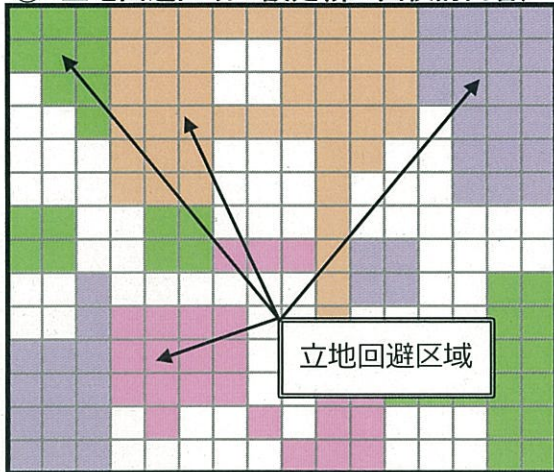
【資料2-4「調査対象エリア図」参照】

3. 調査対象地の絞込み

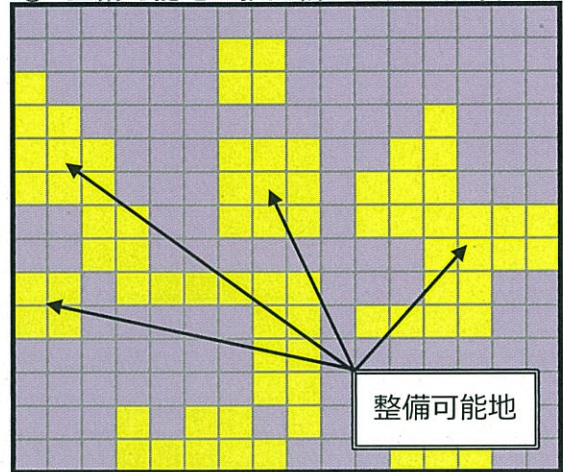
上記2と併せて、『調査対象地』の効率的な絞込みを行うために、運搬効率、車両の増加に伴う環境や交通への影響、搬入路等の施設整備費用等を考慮して、「アクセスの容易性」の要件を参考に主要道路（国道・県道・都市計画道路）から1km以上離れている『調査対象地』を除外したい。

候補地選定の手順 (イメージ)

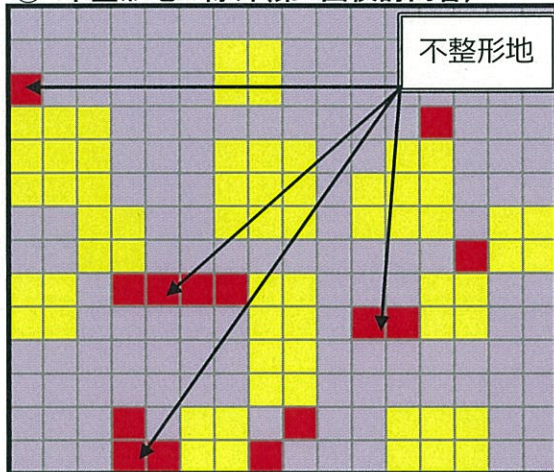
① 立地回避区域の設定(第2回検討内容)



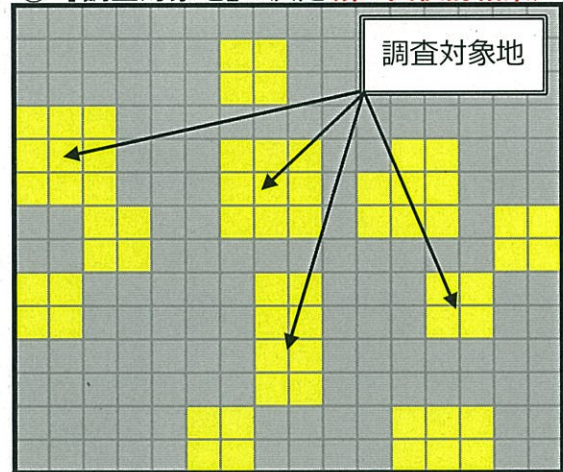
② 整備可能地の抽出(第2回検討結果)



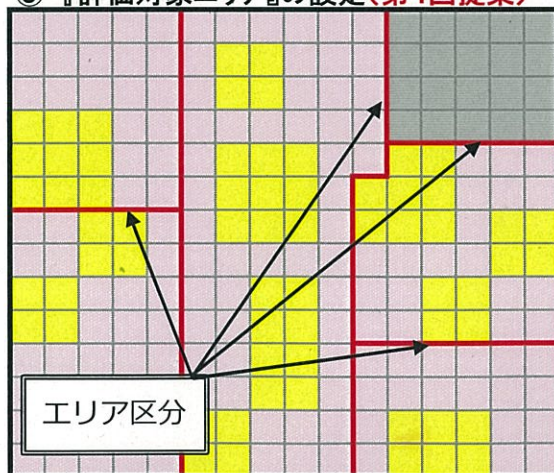
③ 不整形地の除外(第3回検討内容)



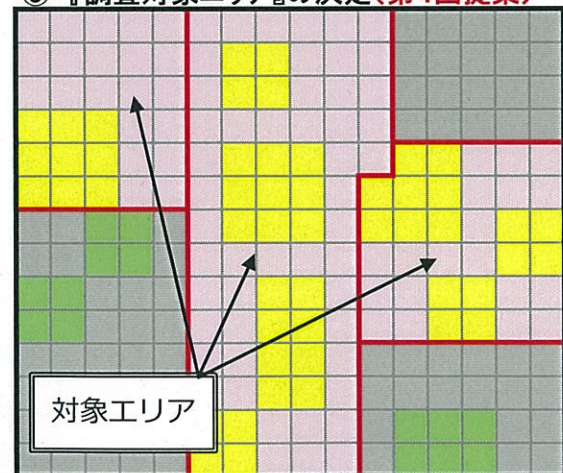
④ 『調査対象地』の決定(第3回検討結果)

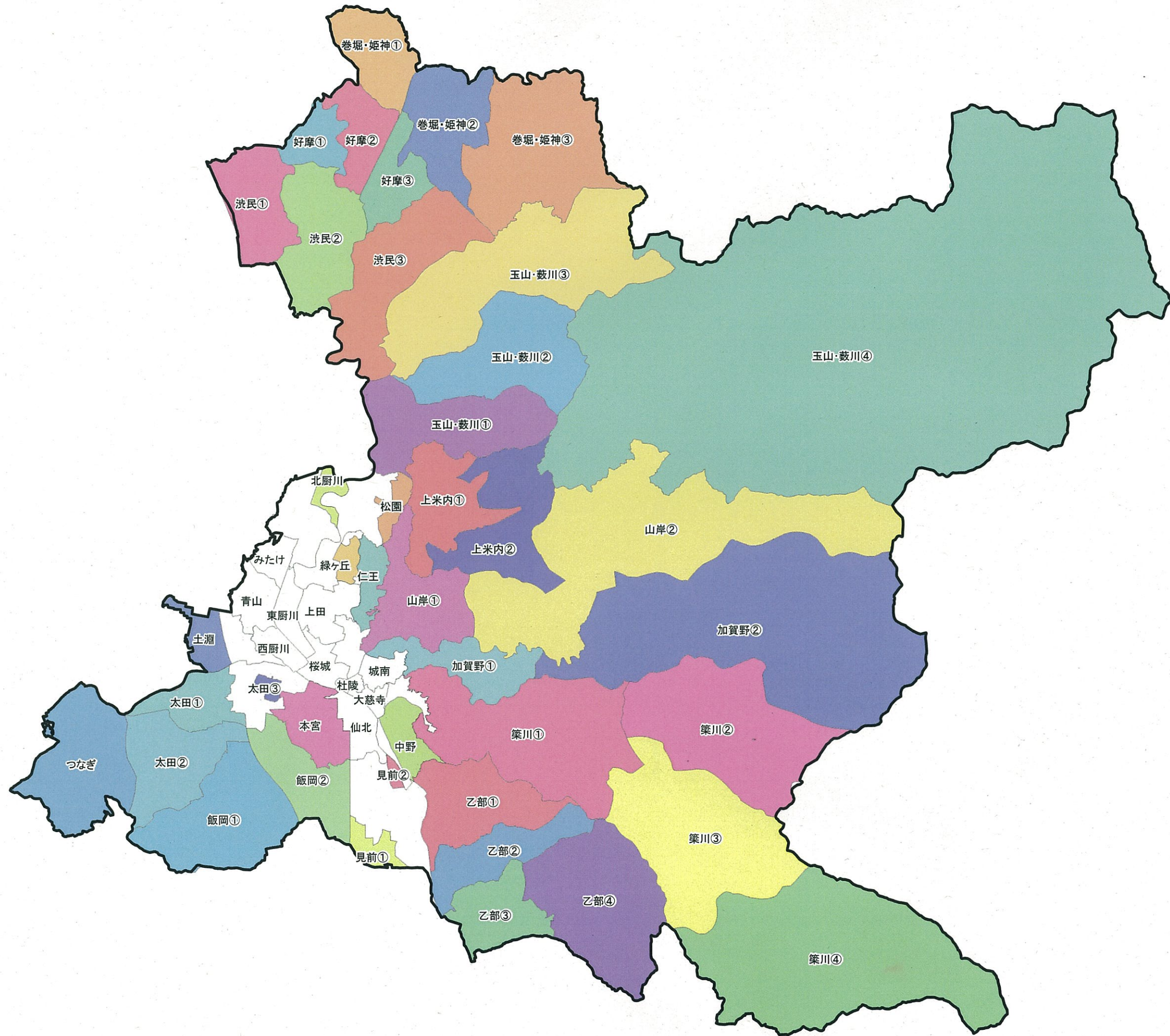


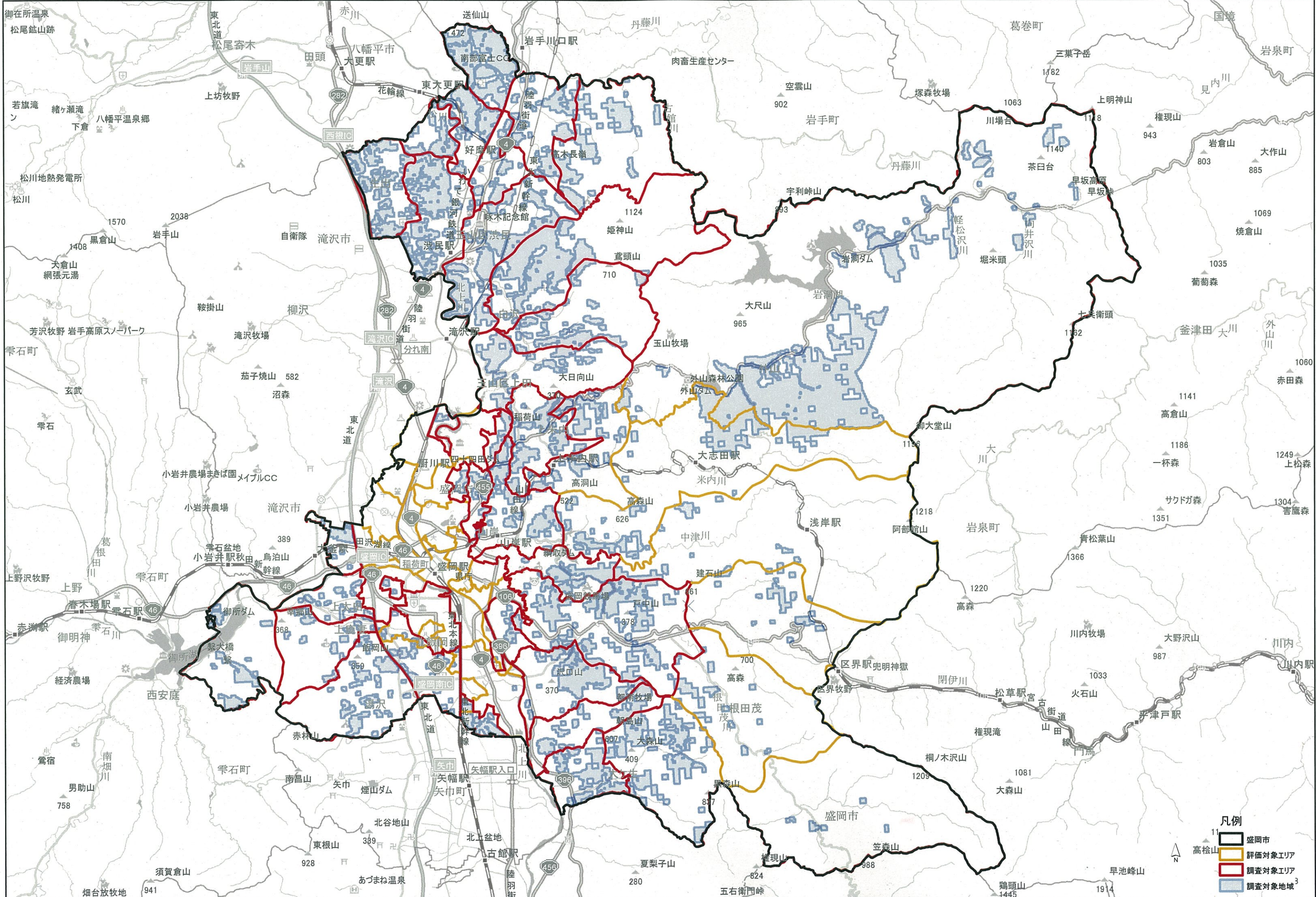
⑤ 『評価対象エリア』の設定(第4回提案)



⑥ 『調査対象エリア』の決定(第4回提案)







- 凡例
- 11 盛岡市
 - 高松山
 - 評価対象エリア
 - 調査対象エリア
 - 調査対象地域

協議を継続する
ことについて
決定

資料3-1

協議3

候補地評価方法の検討について【継続協議】

前回、前々回の検討委員会において、提案した「候補地評価項目及び判断基準（案）」を参考に、候補地選定を進めるための評価方法を検討する。

【資料3-2「候補地評価項目及び判断基準（案）」参照】

1. 評価項目の要素（重要・基本・参考）の区分の検討
 - ・各評価項目が適切な要素区分となっているか検討する。
 - ・区分に応じて係数を設定し、評価に重み付けを行う。
 - ・重み付けは、下記3の評価点数に、重要要素は3、基本要素は2、参考要素は1を乗じて算定する。
2. 評価項目の判断基準区分の検討
 - ・判断基準が適切な内容及び区分となっているか検討する。
3. 評価区分の検討
 - ・判断基準の区分に基づき、評価する単位を決定する。
 - ・区分を3段階とし“◎、○、△”で評価を行い、区分に応じて点数化する。
 - ・評価結果を整理する上で、有意義な差が表現できるような、評価基準を設定するものとし、その方法として、平均（○）を3点、優位なもの（◎）を5点、劣位なもの（△）を1点とする。
4. 検討項目の設定
 - ・評価項目に応じて、適切で具体的な数値や判断内容の設定となっているか検討を行う。
5. その他評価すべき要素の設定
 - ・資料3-2に示す要素のほかに事前に考慮すべき項目の設定を行う。

候補地評価項目及び判断基準（案）

評価点 ◎=5点, ○=3点, △=1点

要素区分係数（重み付け） 重要要素=×3, 基本要素=×2, 参考要素=×1

※手引き=廃棄物処理施設等設置等事前協議書作成の手引き（平成27年4月）岩手県生活環境部資源循環推進課

評価項目		評価内容	判断基準	評価	摘要・検討項目
重要要素 (×3)	① アクセスの容易性	県産廃最終処分場選定において、大型車両(10t車相当)を考慮し道路幅員を5.5m(2車線以上)と想定している。 近接要件：手引きにおいて廃棄物処理施設の隣接要件は概ね200m~500mの範囲を対象としている。	2車線道路に接続している	◎	2車線道路に接している
			2車線道路に近接している	○	2車線道路から200m以内
			2車線道路に接続・近接していない	△	2車線道路から200m以上離れている
	② 地質	地質が強固なものを優位とする。 ※土地分類図による	火山性岩石、深成岩、変成岩、圧砕岩	◎	判断基準の区分による
			固結堆積物（礫岩・泥岩・砂岩等）	○	判断基準の区分による
			未固結堆積物（泥・シルト・礫・砂等）	△	判断基準の区分による
	③ 用地確保の容易性	用地交渉の相手方が少ないものを優位とする。	地権者等が少なく、土地取得が容易である	◎	用地交渉の相手方が10人以下
			地権者等はやや多いが、土地取得はなんとか可能である	○	用地交渉の相手方が11~30人
			地権者等が非常に多く、土地取得が困難である	△	用地交渉の相手方が31人以上
	④ 運搬経費の経済性	経済性は、遠隔地からの搬入は中継施設を経由して行う計画としていることから、既存焼却施設からの運搬距離と可燃物の量により算出する。尚、直接搬入予定の盛岡市、滝沢市、栗石町は排出（人口）重心から算出する。年間処理量×運搬距離	構成市町からの運搬経費が低額である	◎	運搬経費が最も低額な地区から3割以内
			構成市町からの運搬経費は中間的なものである	○	運搬経費が中間的な地区（4割）
			構成市町からの運搬経費が高額である	△	運搬経費が最も高額な地区から3割以内
⑤ 候補地選定の合意形成	地元住民の理解度に応じて評価する。	地元住民の理解を得ている	◎		
		地元住民の理解をおおむね得ている	○		
		地元住民の理解を得ていない	△		
⑥ 開発投資の経済性 土地造成の容易性	地形状況に基づく造成経費に関しては、「地形」要件において評価されることから、本項目では施設整備に伴う開発投資（上下水道・電気）を評価する。 用地選定を行う場合、経済性を考慮して参考要素⇒重要要素とする。	上下水道・電気への接続が容易である	◎	ほぼ整備されている	
		上下水道・電気いずれかへの接続が容易である	○	ある程度整備されている	
		上下水道・電気への接続が困難である	△	ほとんど整備されていない	
基本要素 (×2)	⑦ 敷地面積の確保	敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから大なるものを優位とする。	8ha以上の敷地が確保できる	◎	面積が8ha以上
			5ha以上8ha未満の敷地が確保できる	○	面積が5ha以上8ha未満
			3ha以上5ha未満の敷地が確保できる	△	面積が3ha以上5ha未満
⑧ 地形	敷地内の平均斜度が平坦なものほど優位とする。	5度以下（水平距離100m≧垂直距離≒8.7m）	◎	敷地内の平均斜度が5度以下	
		5度超 10度以下（水平距離100m=垂直距離8.7m~17.6m）	○	敷地内の平均斜度が5度超10度以下	
		10度超 15度以下（水平距離100m=垂直距離17.6m~26.8m）	△	敷地内の平均斜度が10度超15度以下	

候補地評価項目及び判断基準（案）

評価項目		評価内容	判断基準	評価	摘要・検討項目
参考要素 (×1)	⑨ 搬入道路の集落通過	「手引き」において「廃棄物の搬入により支障が生ずるおそれのある道路として幅員5m以下の場合と想定していることから、主要道路からの候補地までの間の道路とする。	集落等を通過せず施設に搬入が可能	◎	主要道路からの搬入区間に住宅が10戸未満
			施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	○	主要道路からの搬入区間に住宅が10戸以上30戸未満
			施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する	△	主要道路からの搬入区間に住宅が30戸以上
	⑩ 行政計画との整合性① (土地利用構想・土地利用計画)	市街化調整区域・都市計画区域（△住居専用・住居・準住居地域/◎無指定・工業専用・工業・準工業地域/○その他地域） 農業振興地域（△農用地区域/○その他区域/◎指定外）	土地利用構想、土地利用計画に上支障がない	◎	解除等が必要な指定が無い
			土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障はない	○	解除等が必要な指定があるが、解除は可能
			土地利用構想、土地利用計画に上著しい支障がある	△	解除等が難しい指定がある
	⑪ 行政計画との整合性② (環境保護地区・環境緑化地区)	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例 環境保護地区・保護庭園・環境緑化地区・保存建造物 盛岡市自然環境調査報告書 優れた自然環境（厳正保全・高度保全・保全・保全配慮・修復育成）	環境保護地区・環境緑化地区に上支障がない	◎	解除等が必要な指定が無い
			環境保護地区・環境緑化地区とは異なるが、大きな支障はない	○	解除等が必要な指定（保全・保全配慮・修復育成）があるが、解除は可能
			環境保護地区・環境緑化地区に上著しい支障がある	△	解除等が難しい指定（厳正保全・高度保全）がある
	⑫ 土地利用の現況	土地の高度利用が低いものを優位とする。	土地はほとんど利用されていない	◎	
			土地の半分程度が他の目的（田、畑等）に利用されている	○	
			土地のほとんどが他の目的（田、畑等）に利用されている	△	
	⑬ 構造物等の有無	建築物等は事前に除外していることから、簡易な構造物等の有無を評価対象とする。	構造物等がない	◎	
			構造物等があるが、避けることは可能	○	
構造物等があり移転・補償等が必要			△		
⑭ 近接する水源の有無	「手引き」において周辺生活環境調査実施を必要とする範囲において概ね500mとの定めがある。	近接する水源（河川、地下水）はない	◎	500m以内に水源地は無い	
		近接する水源（河川）がある	○	500m以内に水源となる河川がある	
		近接する水源（地下水のみ）がある	△	500m以内に地下水源(井戸・湧水)がある	
⑮	その他評価すべき要素	上記の他、検討が必要な条件			

※ 前回提案から除外した評価項目

評価項目	除外理由	判断基準	評価	摘要・検討項目
土地利用の許認可① (河川保全区域)	河川法第55条関係（河川保全区域）の指定が市内（県内）には無く、全候補地が同一採点となるため評価から除外する。	指定されていない		
		一部指定されている		
		全域指定されている		
土地利用の許認可② (航空法による高さ制限)	市内全域が指定対象外であることから、全候補地が同一採点となるため評価から除外する。	指定されていない		
		指定されている（60m以上）		
		指定されている（60m未満）		